第三章　事業報告書

第十二条　企業価値担保権専業信託会社は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、別紙様式第四号により事業報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

２　企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間に係る事業報告書を別紙様式第四号（当該企業価値担保権信託会社が法第三十三条第一項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者である場合にあっては１⑻①、②及び④の部分に限り、当該企業価値担保権信託会社が法第三十三条第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者である場合にあっては１⑻の部分に限る。）により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律の規定により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該事業報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。ただし、法第三十三条第一項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされた者が企業価値担保権に関する信託業務を営まない場合にあっては、当該事業報告書を添付することを要しない。

一　銀行又は外国銀行支店である企業価値担保権信託会社　銀行法第十七条又は第四十七条の四に規定する期間

二　長期信用銀行である企業価値担保権信託会社　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十七条に規定する期間

三　株式会社商工組合中央金庫である企業価値担保権信託会社　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十一条に規定する期間

四　農林中央金庫である企業価値担保権信託会社　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十四条に規定する期間

五　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第二条第一項に規定する信用協同組合等である企業価値担保権信託会社　同法第五条に規定する期間

六　信用金庫又は信用金庫連合会である企業価値担保権信託会社　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条に規定する期間

七　労働金庫又は労働金庫連合会である企業価値担保権信託会社　労働金庫法第五十九条に規定する期間

八　農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会である企業価値担保権信託会社　同法第二十八条第一項の規定により、その定款に事業年度として記載し、又は記録した期間

九　水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会である企業価値担保権信託会社　同法第三十二条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項又は第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、その定款に事業年度として記載し、又は記録した期間

十　保険会社又は外国保険会社等である企業価値担保権信託会社　保険業法第百九条（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する期間

十一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十三条に規定する担保付社債専業信託会社である企業価値担保権信託会社　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）第二十四条本文に規定する期間

十二　信託業法第二条第二項に規定する信託会社である企業価値担保権信託会社　同法第三十二条に規定する期間

十三　信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である企業価値担保権信託会社　四月一日から翌年三月三十一日までの期間

第四章　監督

（届出事項）

第十三条　法第四十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三十六条の資本金の額又は出資の総額が千万円を下回った場合

二　合名会社又は合資会社である企業価値担保権信託会社の出資の払込金額が五百万円に達した場合

三　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

四　定款を変更した場合

五　不祥事件が発生したことを知った場合

六　企業価値担保権に関する信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

２　法第四十四条第一項の規定による届出を行う企業価値担保権信託会社は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

３　第一項第五号の不祥事件とは、企業価値担保権信託会社の役職員（役職員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は企業価値担保権に関する信託業務の委託先が当該企業価値担保権信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

三　法又はこれに基づく命令に違反する行為

四　信託財産たる現金の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、企業価値担保権信託会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五　海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

六　その他企業価値担保権信託会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

４　第八条第二項の規定は、企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社が法第四十四条第一項各号のいずれかに該当することとなった場合における同項の規定による届出について準用する。

（廃業等の届出）

第十四条　法第四十四条第二項の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等（企業価値担保権信託会社が、合併により会社を設立し、企業価値担保権信託会社以外の会社と合併し、又は会社分割により企業価値担保権信託会社以外の会社に企業価値担保権に関する信託業務の全部の承継をさせることにより、その地位を当該企業価値担保権信託会社以外の会社に承継させる場合にあっては、当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を含む。）に提出しなければならない。

２　第八条第二項の規定は、企業価値担保権専業信託会社以外の企業価値担保権信託会社が法第四十四条第二項各号のいずれかに該当することとなった場合における同項の規定による届出について準用する。